

名誉会員の制度の新設について

高齢の会員に相応しい参加の仕方の一つとして、名誉会員の制度を設けることを理事会で検討していましたが、評議員会で承認され、平成 17 年度から発足させることになりました。

以下の規定にあるように、在会 30 年以上で年齢が 75 歳以上であることを条件として、「数学通信」と「会員名簿」を無料で受け取ることができ、選挙権や被選挙権は持たないが、講演などは行うことができるという内容です。

名誉会員になることを希望する場合には、平成 17 年 3 月 31 日までに日本数学会事務局に、氏名と会員番号を書き、「名誉会員となることを希望する」との手紙をお送り下さい。

理事長 森田康夫

名誉会員に関する規定

1. (理念) 日本数学会は、長年日本数学会の活動に参加された方への感謝の意を表し、高齢の会員に相応しい新しい参加の仕方として、名誉会員の制度を設ける。
2. (資格) 名誉会員となるための資格は、在会 30 年以上で年齢 75 歳以上の会員であることとする。
3. (権利) 名誉会員は、数学会における選挙権および被選挙権を持たないが、一般会員と同様に数学会の会合に参加し講演などを行う権利を持つ。また、名誉会員は会費を支払う義務を免除されるが、「数学通信」および「会員名簿」を受け取る権利を持つ。
4. (認定手続き) 第 2 項の資格を持つ会員が名誉会員となることを希望する場合は、数学会の事務局に文書で申し込む。申し込みを受けた場合は、理事会は本人の資格を確認し、名誉会員であるとの認定書を送る。
5. (その他) 名誉会員は希望すれば正会員に戻ることができる。正会員から名誉会員への移行、および正会員への復帰は年度単位で行う。名誉会員には、数学会事務局から毎年 1 度名誉会員の資格を継続することを希望するかどうかを聞く手紙を送り、希望するとの返事があれば資格を継続する。
6. (施行) 本規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
7. (付則) 名誉会員になることを希望する会員は、前年度の 3 月 31 日までに数学会事務局に連絡すれば、年度始めから名誉会員となることことができる。